

日本外交文書

大正八年 第一冊

外務省

序

『日本外交文書』の編纂公刊が明治年間について完了をみた今日、さらに大正期のわが国外交についての主要な文書を総合的に整理編纂し、これを引き続き『日本外交文書』として系統的に公表する段階となつた。

大正期のわが国外交関係はいよいよ多彩となり、その主要な事項には、米国の排日問題の重大化、対中国関係の発展、歐洲大戦における参戦、ワシントン会議への参加、シベリア出兵と日ソの復交等がある。本書編纂の目的は、これらの諸事項を機軸として複雑多岐にわたつて展開されたこの時代のわが国外交の経緯を明らかにするとともに、外交交渉上の先例とすることのできる案件について、根本的な資料を豊富に提供することにおかれている。

この目的にそい、外務省が保有する大量の大正年間記録のうちから、外交に関する主要な文書、すなわち条約・協定をはじめ外国側との往復文書等を選定して、これを本書に網羅した。

本書がわが国外交の歴史的発展について客観的かつ公正な知識を形成するための資料となれば幸いである。

昭和三十八年十一月

外務大臣官房国際資料部調査課長

例 言

一、本書に収録された文書の基本は外務省記録であり、その他の文書は、戦災・火災により焼失した記録を補う程度に止めた。

二、これらの文書を編纂してできた本書の各分冊はそれぞれ連続した年代順の叢書を形成するよう差当り次の要領で区分される。

(一) 一般事項

(二) 対中国関係事項

(三) 主として欧洲大戦関係、ワシントン会議関係の各事項

三、各分冊には原則として当該暦年限りの文書が収録され、これらの文書は各分冊において、それぞれの事項の表題の下に、文書の日附により暦日順に配列されている。

四、本書に収録された文書は原則として原書の完全な再現であり、編纂に当つて原書の改変、削除、簡略化等を行われていない。

但し、使用漢字については、条約文、協定文等、特殊な名称、固有名詞等を除いては当用漢字の新字体を用いることとした。

五、大正八年の本書は同年中に展開された関係事項についての文書を編纂したもので、前記要領により、対中国関係文書は専ら第二冊に、また欧洲大戦関係の文書は専ら第三冊に収録した。

なお、各分冊末尾の附録は当該分冊限りの日附索引を掲載したものである。

目次

一	米国移民法制定及修正一件	一
二	米国各州ノ排日問題雜件	二三
三	写真結婚ニ依ル日本婦人ノ米国渡航禁止一件	六四
四	日英通商航海条約改締關係一件	二二八
五	日仏通商暫定取極締結一件	一四九
六	日伊通商暫定取極締結一件	一八二
七	日露漁業協約ノ効力持続ニ關スル件	一九七
八	極東ノ露領沿海ニ於ケル漁業ニ關スル件	二三〇
九	「オーストラリア」ニ於テ本邦移民渡航制限一件	二六一
一〇	「カナダ」ニ於テ本邦移民排斥關係一件	二九二
一一	「ペルー」移民關係雜纂	三四七

一二 「ブラジル」移民関係雑纂	三六〇
一三 「メキシコ」革命動乱関係一件	四三一
一四 露国革命関係一件	四三六
一五 反過激派関係雑件	四七九
一六 「オムスク」政府承認問題一件	五三二
一七 「シベリア」出兵関係一件	六〇六
附録 日本外交文書大正八年第一冊日附索引	

事項一 米国移民法制定及修正一件

一 三月二十二日

在ポートランド杉村領事ヨリ
内田外務大臣宛(電報)

人種の差別無キ移民政策ノ採用ヲ主張スル

「オレゴニアン」社説報告ノ件

第一九号

三月二十二日発行ノ「オレゴニアン」ハ其社説ニ於テ何人ニモ平等ナル法律ヲ作レト題シ石井大使ノ講和會議ニ対スル人種の差別待遇撤廃ノ要求ハ人種ノ如何ニ拘ラズ市民タルベキ外国人個人ノ適不適及ビ当国ノ労働能力ヲ基礎トスル移民政策ヲ採用スベキ必要ヲ促セルモノナリ此方法ヲ採用セバ外国ヨリモ抗議セラルル虞ナカルベシ日本ハ其国人ヲ送ラムガ為抗議スルニ非ズ唯当国ノ法律ニ於テ其人民ヲ他国人ニ比シ劣等視セラルルヲ欲セザルガ為ナリ吾人ハ実際上日本人ヲ制限シ得ルト同時ニ斯カル不面目ヲ免レシムル手段ナキニ非ズ夫ハ過般 National Committee for Constructive immigration legislation ニ依リ提議セラレタル各国ヨリノ移民入国数ヲ現在米国ニ於ケル外国人中帰化又

ハ出生ニ依リ米国市民トナレル者ノ数ノ幾割カニ制限スル方法ニ依リ達スルヲ得ベシ右割合ハ五分ヨリ一割五分マデトシ毎年移民委員ニ於テ当国労働界ノ状況並ニ米国人ノ生活費労働賃金ノ高低等ヲ考量シ之ヲ決定スル事トセバ事实上是等東洋移民ヲ現在以上ニ制限スル事ヲ得ベシ故ニ常ニ正義平等ヲ標榜スル我等米国人ハ此際其主義ノ実現ニ努メザルベカラズ然ルニ支那人排斥法存在シ又排日の法律ヲモ有スルハ正義平等ノ主義ト相反ス講和會議ハ単ニ平和ヲ締結シ国際連盟ヲ組織スル為ノミノ会合ニ非ズ同連盟ガ今後施行スベキ主義ト一致スル様各国間ノ紛議ヲ調節セザルベカラズ前記ノ方法ニ依リ移民法ヲ改正セバ何等自国ノ利益ヲ害スル事ナクシテ上述ノ目的ヲ達シ得ベシ云々ト論ジタリ

大使へ電報セリ

二 五月二十四日

在米国石井大使ヨリ
内田外務大臣宛(電報)

米国下院ニ亜細亞人労働者入国禁止案及二個

一 米国移民法制定及修正一件

一